

決算審査意見書指摘事項に関する対応状況

【令和3年度 決算審査（令和4年度実施分）意見書関係分】

指摘事項	対応状況	課名	報告年月日
<p>領収書の管理について</p> <p>領収書の管理においては、不正防止のために破り捨てられたと解されないよう、書き損じた場合は破り捨てずに保存するように昨年、指摘をしたが、再び領収書が破り捨てられていた。再度、このような事が無いように、指示が徹底するように対応されたい。</p>	<p>書き損じや破損等が生じた際の取扱いを適切に行うよう、観光課及び観光協会の職員全員に正しい処理の方法を指示し全体で共有しました。具体的な事務の手順としては、領収書に斜線を引き、ホチキス止めをすることとしました。</p> <p>さらに、領収書を使用する機会（観光プロモーション説明会等）の前には、担当者間で再度正しい取扱い方法を共有することとして、再発防止に努めてまいります。また、管理職が定期的に領収書の冊子をチェックすることで、今後同様の事例が生じることのないよう、徹底して対応してまいります。</p>	観光課	令和4年 8月31日
<p>公共施設の光熱水費の徴収について</p> <p>同一団体が使用している複数の公共施設で光熱水費が徴収されている施設やされていない施設があり、理由を確認したところ、明確な回答が得られなかった。以前から、光熱水費の徴収に関して、整合性を図るよう検討を求めていたため、早急に精査されたい。</p>	<p>※ 施設の目的・管理形態により、その取扱いを整理した。</p> <p>□根拠条例： 犬山市高齢者活動センター及び作業所の設置及び管理に関する条例</p> <p>■施設の目的： 高齢者に就業の機会を提供するとともに、その健康の増進と社会交流を図る</p> <p>■利用対象者： ①市内に住所を有するおおむね60歳以上の者 ②センター等の目的を理解し、その推進に協力する者及び団体 ③その他市長が適当と認める者</p> <p>◎ 高齢者活動センター及び南部高齢者活動センター … 「管理委託」 行政財産目的外使用申請で高齢者活動センターの施設の一部を使用</p> <p>◎ 羽黒東部作業所及び前原作業所 … 「協定による管理」 施設の全部を使用</p> <p>高齢者活動センター及び南部高齢者活動センターについては、シルバー人材センターと一般的な受付業務や施設の開閉等の委託契約を締結し施設管理を実施。 高齢者活動センターの一部をシルバー人材センターの事務所などに使用（行政財産の目的外使用申請）しているため、市とシルバー人材センター双方で協議の上、光熱水費の30%（建物の共用スペースを除く、行政財産目的外使用割合分）をシルバー人材センターが支払う覚書を締結し負担をしてもらっている。 また、高齢者活動センターの電話代については、市の回線は無く回線名義人であるシルバー人材センターが全額を支払っている。 羽黒東部作業所及び前原作業所については、シルバー人材センター側から高齢者の就労拠点として施設全部の使用の申し出があり、光熱水費・電話代をシルバー人材センター側で負担する内容を含めた管理運営協定を締結している。</p>	高齢者支援課	令和4年 9月1日

指摘事項	対応状況	課名	報告年月日
<p>財政援助団体への指導・監督について</p> <p>シルバー人材センターの農業事業へは、国や市から多額の補助金が投入されているため、事業及び収支の内容については、注視し、随時検証するように以前指摘をしている。収支状況を確認したところ、芳しくない内容であったので、計画の進捗及び運営状況等について、緊密な打合せを行い、状況を把握されたい。</p>	<p>シルバー人材センターと農業事業について打合せを行い、農業事業に関する計画の進捗と運営状況等確認した。</p> <p>当初の計画値と実績値が経常収益・経常費用ともに乖離していることから、令和4年度以降の計画の修正案が示されたが、内容を精査したところ収支の見込みが甘い修正案であったため、持続可能な修正案となるよう、現在、協議・調整を行っている。</p>	高年齢者支援課	令和4年 9月1日
<p>建設仮勘定への計上について</p> <p>建設仮勘定とは、機械や施設等の固定資産を取得するための工事で、複数年度に跨る工事は決算時までに出した固定資産に係る設計料等は建設仮勘定に計上し、工事完了の年度で資産として本勘定に振り替えるための勘定項目である。しかし、売却資産の鑑定評価委託料が建設仮勘定に計上され、固定資産の本勘定へ振り替えられていた。これは当該年度で処理すべき費用であるので、今後同様の費用が発生した場合は、当該年度で処理されたい。</p>	<p>発生する費用について、建設仮勘定へ計上すべきか費用勘定へ計上すべきかについては今後慎重に判断し、支出の効果が長期間にわたるものは建設仮勘定として処理し、経営活動に及ぼす効果が1事業年度だけのものは、当該年度の費用勘定として処理するよう努めます。</p>	水道課	令和4年 8月31日
<p>工事の設計方法について</p> <p>工事を発注する際には、設計により工事金額を積算し、予定価格を設定するが、その際に単価表等に記載の無い部材については、業者より参考見積を徴することがある。その参考見積を1社のみで徴収で行っていた事例があったので、今後は少なくとも2社以上から徴するよう改善されたい。</p>	<p>水道機械設備・電気設備の設計単価は、愛知県企業庁発行の設計基準（水道編）に基づき、設計単価表に記載のないものは、原則3社以上の業者に見積依頼をし、その最低額を設計採用単価とすることとしています。</p> <p>ご指摘の1社のみでの設計単価決定につきまして、今後は、見積徴収及び単価決定の決裁時に複数人でのチェックを徹底し、また、工事施行決裁の資材単価の記載方法を見直すなど再発防止に努めていきます。</p>	水道課	令和4年 8月31日